

平成27年6月議会

第2委員会報告資料

	ページ
1 (仮称) 福岡市科学館に係る特定事業の選定について ※別冊資料あり	・・・ 1
2 多子世帯応援券事業について	・・・ 9
3 平成27年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業について	・・・ 10
4 福岡市保育協会補助金について	・・・ 11
5 保育料等に係る「みなし年少扶養控除」の取扱いについて	・・・ 12

こども未来局

(仮称) 福岡市科学館に係る特定事業の選定について

1 特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、（仮称）福岡市科学館整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定する。

※ 特定事業とは

公共施設等の整備等に関する事業で、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

(1) 定量的評価（財政負担額の評価）

従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した。

この結果、市の財政負担額は、PFI 方式で実施することにより、約 10%の縮減効果を見込むことができる。

(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）

本事業を P F I 方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① サービスの質の向上・維持

本事業においては、科学館の魅力向上に繋がる展示やプログラムの企画・実施、大学や企業との連携などにおいて事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設の機能性や利便性、安全性、効率性の向上が図られ、より良質かつ効率的なサービスの提供が期待できる。

② 設計、施工、運営・維持管理業務の一括発注による事業の効率化

設計、施工、運営・維持管理までを一括して事業者に委ねることにより、運営・維持管理業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能となり、事業の合理化や効率化が期待できる。

③ 財政負担の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

④ リスク分担の明確化による安定した事業運営

市と事業者がそれぞれ適切なリスクを負担することにより、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての安定した事業運営や円滑な事業遂行が期待できる。

(3) 客観的評価の結果

本事業は、PFI 方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において財政負担額の軽減が見込まれ、かつ定性的評価においても高い効果を期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することは適当であると認め、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

2 債務負担行為限度額（平成 28～44 年度）

総額 10,368 百万円を限度とする事業費並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額相当額。

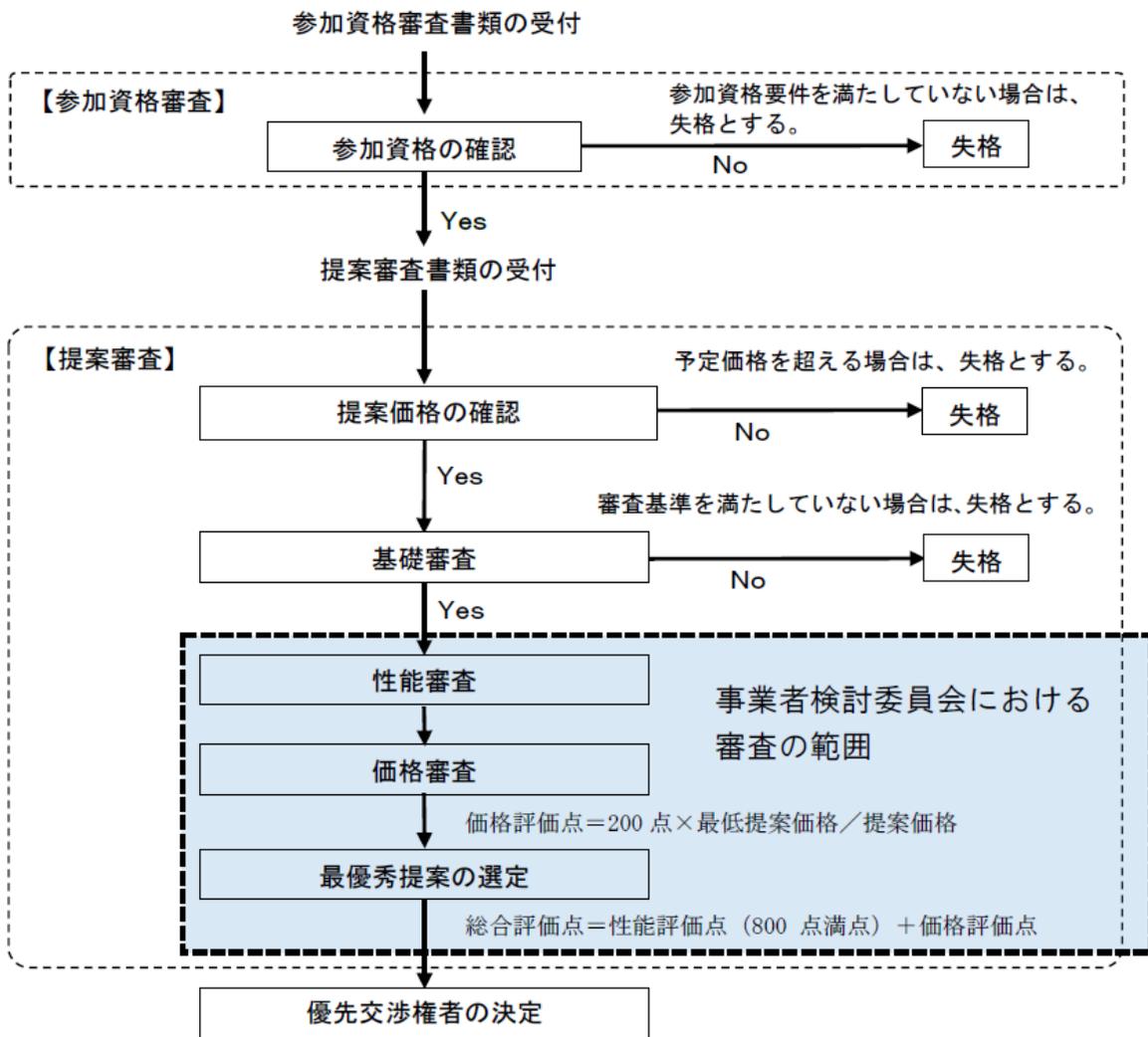
3 今後のスケジュール（予定）

- 公募開始 平成 27 年 7 月
- 優先交渉権者の選定・公表 平成 27 年 10 月
- 事業契約の締結 平成 28 年 3 月
- 事業期間 事業契約締結日～平成 44 年 9 月頃
 - ・ 設計・施工期間 事業契約締結日～平成 29 年 9 月頃
 - ・ 開業準備期間 事業契約締結以降の事業者提案日～平成 29 年 9 月頃
 - ・ 供用開始日 平成 29 年 10 月頃
 - ・ 維持管理・運営期間 平成 29 年 10 月頃～平成 44 年 9 月頃

4 優先交渉権者の決定方法について（案）

優先交渉権者は、以下に示す審査を経て、市が決定する。

(1) 優先交渉権者決定の手順



(2) 性能審査 (800 点満点)

■ 審査項目 (案)

大項目	中項目	小項目	配点	
事業計画	事業計画の妥当性	資金調達計画の安定性	10	110
		事業収支計画の安定性	30	
	リスク管理及び事業継続性の確保	事業継続の安定性	20	
		リスク管理の考え方		
地域社会、地域経済への貢献			50	
初期整備	施設全体計画	内装、意匠計画	10	240
		諸室配置及び動線計画		
		設備計画	10	
		ユニバーサルデザインへの配慮		
		サイン計画	10	
	基本展示室、基本展示計画	基本展示フロア(5階部分)の空間計画		
		基本展示計画	80	
	その他、諸室計画	ドームシアター(プラネタリウム)整備計画	30	
		講演会等スペース整備計画	30	
		その他の各室の整備計画	20	
その他	施設整備に関する体制及びモニタリング			
	施工計画、建物本体工事との調整	50		
開業準備	開業準備計画	科学館稼働に向けた開業準備計画	10	30
		少年科学文化会館機能の補完業務	20	
維持管理	維持管理	維持管理業務体制	70	90
		維持管理業務内容		
	修繕計画(展示更新を除く)		20	
運営	運営全般	運営業務の全体方針		330
		開館日、開業時間、料金設定	30	
		運営体制、雇用条件の考え方		
	展示事業	基本展示事業に関する運営計画		
		基本展示更新計画及び更新の考え方	50	
		企画展事業に関する実施・運営方針		
	ドームシアター(プラネタリウム)事業	ドームシアター(プラネタリウム)事業に関する運営計画		
		投影計画、自主番組制作方針・計画	50	
	その他教育普及事業	演示、体験学習の実施計画		
		学校連携、アウトリーチ活動等の実施計画	50	
		教育普及事業におけるプログラム制作方針・計画		
	交流事業に関する運営方針	地域交流、ファンづくりに関する実施計画		
		広報・情報発信の実施計画	40	
	人材育成、ネットワーク形成事業に関する運営方針	子どもの参画やボランティア養成の実施計画		
科学館連携ネットワークの活用方針		30		
講演会等スペースの運営計画			30	
諸室貸出管理業務の実施計画				
その他、運営業務の実施方針			10	
自主事業実施計画	必須事業		20	
	任意事業			
モニタリング及び事業改善に関する実施計画			20	
合計			800	

科学館事業の進捗について

1 館名称

福岡市の新しい科学館については、名称を「福岡市科学館」とし、青少年はもとより、幅広い世代の人々に親しまれる施設を目指す。

2 若田光一宇宙飛行士の名誉館長就任について

新しい科学館では、“福岡ならではの”の取組みや多彩な活動を展開し、大人も楽しめる新しいスポットを創造するなど、幅広い世代の人々が親しみ、夢を描く施設を目指していることから、国際的に抜群の知名度を誇り、夢を強く発信できる人物である若田光一宇宙飛行士に科学館の名誉館長として就任いただく。

〈略歴〉

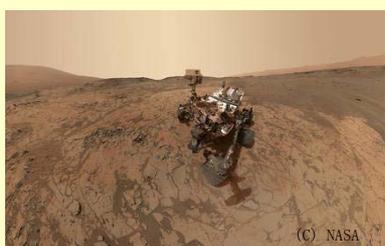


1987年	九州大学工学部航空工学科卒業
1996年	スペースシャトルに日本人初のミッションスペシャリストとして搭乗
2009年	日本人初のISS（国際宇宙ステーション）長期滞在ミッションを実施
2013～14年	日本人最長宇宙滞在、日本人初のISS船長
〈現職〉 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 有人宇宙技術部門宇宙飛行士運用技術ユニット 宇宙飛行士	

3 福岡ならではの取組み

(1) ドームシアターをメインに宇宙の最新情報を紹介

ドームシアターでは、最新の宇宙開発や宇宙研究について、その成果を迫力ある映像により紹介。自主制作により、他館では見ることのできない番組を上映。また、JAXAや日本宇宙少年団などの活動をバックアップするとともに、大型望遠鏡やミニプラネタリウムを搭載した移動天文車でのアウトリーチも展開する。



探査機による火星表面画像



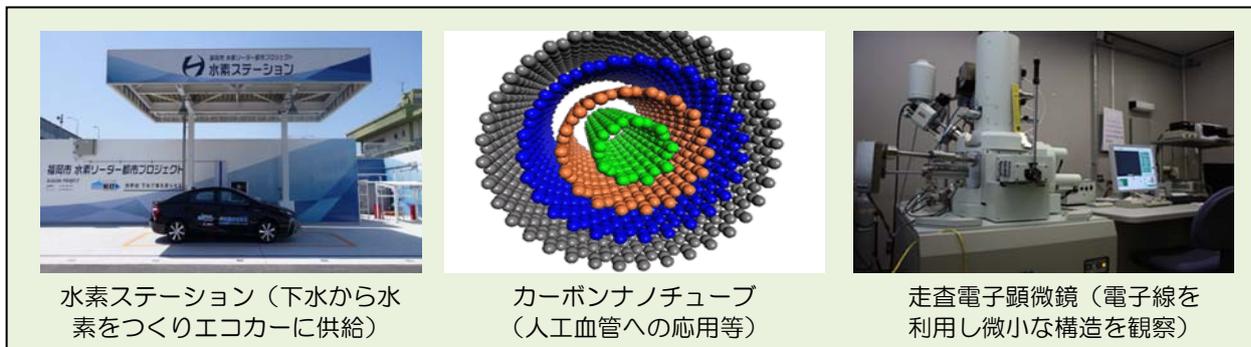
ISSから見た台風の目



ロケット打ち上げの瞬間

(2) 福岡で研究がさかんな分野を展開

福岡では産学官が連携し、水素エネルギー技術やナノテクなどの先端科学技術の開発に取り組んでいる。これらの福岡ならではの新しい取り組みについて積極的に紹介し、科学の未来を感じられる展示を行う。



(3) 地元クリエイター等による双方向性のデジタルコンテンツを展開

次代の成長エンジンとなりうるクリエイティブ産業関連の地元クリエイターや、多数集積する大学や専門学校の学生の協力のもと、双方向的な展示により、体を使って楽しめる子ども向けの最新デジタルコンテンツを展開する。



(4) ファンづくりに向けた交通系 IC カード等の活用

「はやかけん」をはじめとする交通系 IC カードを活用できるシステムでポイントカード会員制度を導入し、継続的に利用するリピーターを獲得するなど科学館ファンづくりを行う。



4 多彩な活動の展開

(1) 高い技術と経験を持った学芸員や技術者がオリジナル・プログラムを制作

体験活動メニューは科学館のスタッフが自主企画制作で考案できるよう、専門のスタッフ体制を構築。様々なプログラムの質や更新頻度などを担保するため、市と事業者の間で運営協議会を設置。



(2) 展示だけではなく、体験活動を充実

様々な体験活動のメニュー（サイエンスショーやワークショップ、工作活動、科学講座、クラブ活動など）を揃え、多面的に子どもたちにアプローチし、科学への興味を誘う。また、館外活動として、学校や地域へのアウトリーチやフィールドワークなども行う。



5 幅広い世代を対象

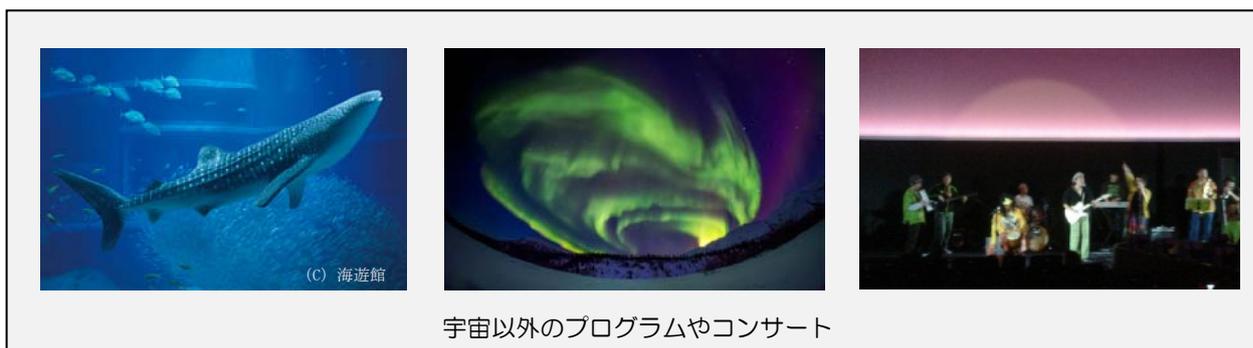
(1) 子どもから大人まで幅広い世代に親しまれる科学館

中学生や高校生の知的探求心を育むレベルの高い展示やクラブ活動を実施するとともに、高校・大学生が出展者として参加できるイベント等を開催する。また、体験活動メニューについては、大人を対象とした科学講座やワークショップ活動なども展開する。



(2) 夜のスペシャルプログラムなど、大人も楽しめる科学館

週末の夜を中心に、大人も楽しめる福岡の新しいスポットを創造するため、ドームシアターでの宇宙以外のプログラムや、サイエンスホールでの音楽や演劇など、大人向けのスペシャルプログラムを展開する。



6 施設計画について

(1) 外観等のデザイン

九州旅客鉄道株式会社とのデザイン顧問の水戸岡氏が外観デザイン等を監修。



<外観イメージ>



<複合ビルエントランスイメージ>



<直通エスカレーターイメージ>

(2) 科学館の面積

九州旅客鉄道株式会社との協議の上、科学館の面積を拡大。（賃料増なし）

	当初	現計画案
専有部	約 8,000 m ²	約 8,300 m ²
共用部	約 2,000 m ²	約 1,850 m ²
計	約 10,000 m ²	約 10,150 m ²

多子世帯応援券事業について

1 事業の趣旨

国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)」を活用し、「多子世帯応援券」(以下、「応援券」という。)の配付を行うことにより、日常的に経済的負担が大きい多子世帯を支援するとともに、子育て関連用品を中心とした消費喚起を図る。

2 配付対象者

以下の2つの要件を満たす者を配付対象者とする。

①平成27年5月分の児童手当(特例給付を含む。)受給世帯であって、18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童を3人以上養育している者。

②児童手当算定基準日(平成27年4月30日)及び配付確認日(平成27年6月22日)に福岡市の住民基本台帳に登録されている者。

※公務員を除く配付対象者には案内文を郵送後、7月下旬に応援券を直接郵送。公務員については、本人から申請後に配付要件を確認し、応援券を直接郵送。

3 配付内容

1世帯あたり10,000円の応援券(1,000円券10枚綴り)を配付。

※約20,000世帯を想定しており、総額約2億円分の応援券を配付。

4 利用対象品目

子ども向けの書籍(雑誌、漫画本を除く。), 文房具, 一般用医薬品, 医薬部外品, 紙オムツ等の衛生用品, 粉ミルク, 離乳食等の子ども用品。

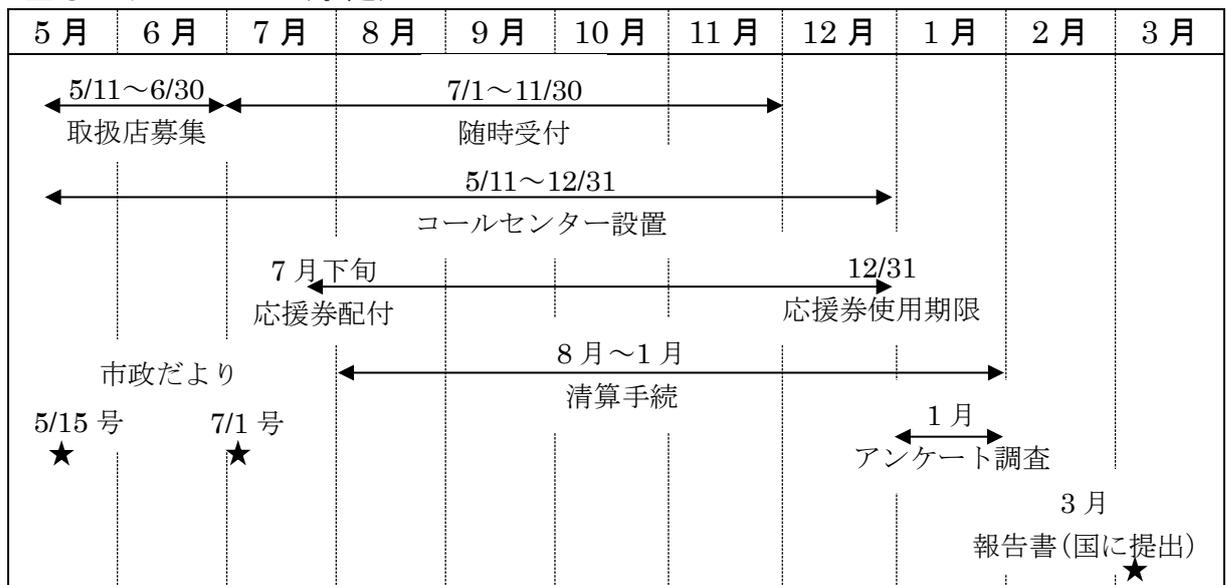
5 利用対象店舗

上記利用対象品目を取り扱う書店, 文具店, 薬局・薬店, 子ども用品専門店。

※市内店舗で, 応援券の取り扱いを希望する店舗を「取扱店」として登録する。

※取扱店が商品と引き換えに応援券を回収, 市が額面に応じて清算を行う。

6 主なスケジュール(予定)



平成 27 年度 子育て世帯臨時特例給付金給付事業について

1 給付金の概要

	平成 27 年度実施内容	備考：昨年度との違い等
趣旨	消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するもの	
支給対象者	平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）を福岡市より受給した方及び要件を満たす方	※H26 年度：1 月分の児童手当受給者が対象
対象児童	支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童 対象児童数（推定 約 <u>195,000</u> 人）	※H26 年度：臨時福祉給付金との併給調整あり。 <u>今年度は両給付金受給可能</u>
支給額	対象児童 1 人につき、 <u>3,000 円</u> （1 回限り支給）	※H26 年度： <u>10,000 円</u>
申請期間	平成 27 年 <u>6 月 4 日</u> から平成 27 年 <u>12 月 4 日</u> （10 月中旬以降支給開始）	※H26 年度： 平成 26 年 <u>7 月 1 日</u> ～ 平成 26 年 <u>12 月 26 日</u>
申請手続	児童手当の現況届の手続きと給付金申請を同時に行う事とし、手続きを簡素化。	※H26 年度：臨時福祉給付金との併用申請書にて申請

2 給付スケジュール

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
	▼6/3～6/5 給付金申請書送付(児童手当現況届に同封)							
	← 6/4 ～ 12/4 申請期間 →							
	← 10 月中旬～12 月末 支給期間 →							
	← 5/11 ～ 1/29 コールセンター開設 (児童手当と共通) →							
	★5/15 号 市政だより			★9/1 号 市政だより(調整中)				

※公務員については、別途所属庁より申請書の配付を行う。

福岡市保育協会補助金について

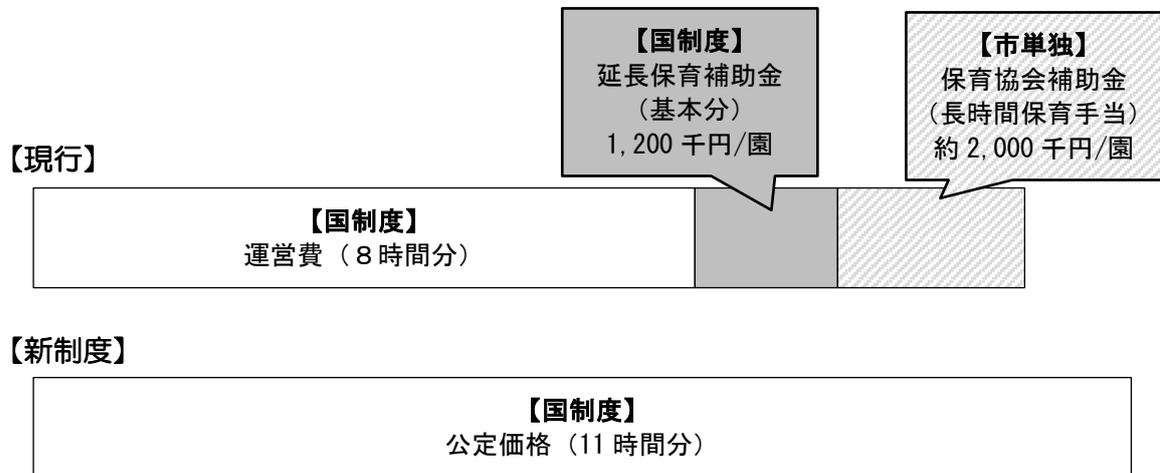
1. これまでの経緯

平成27年	1月	14日	平成27年度予算編成における子ども・子育て支援新制度関連予算案について閣議決定
		14日	福岡市保育協会に見直し内容について提案・説明
	3月	31日	公定価格の確定（国告示の公布）
	5月	27日	福岡市保育協会が福岡市政記者クラブに対し記者会見
		27日	福岡市政記者クラブからの要請に基づきこども未来局が記者会見

2. 提案の内容

(1) 長時間保育手当

新制度移行後の公定価格が、8時間から11時間保育(開所)になったため、国においては延長保育事業補助金(基本分)が廃止されており、市単独補助である長時間保育手当についても見直しを提案



(2) 研修費, 被服手当

研修費及び被服手当については、包括外部監査において意見等が出されているうえ、公定価格等に同様の費用が含まれていることなどを踏まえ見直しを提案

3. 今後の予定

こども未来局と福岡市保育協会との間に意見の違いがあるため、外部専門家の意見を聞く場の設置を予定

保育料等に係る「みなし年少扶養控除」の取扱いについて

1 経緯

従来、保育所の保育料については、年少扶養控除（16歳未満の扶養親族の控除）後の所得税額を基に、保護者負担の階層区分を判定してきた。同様に、私立幼稚園に係る就園奨励費補助金についても、年少扶養控除後の市民税額を基に補助額の階層区分判定を行ってきた。

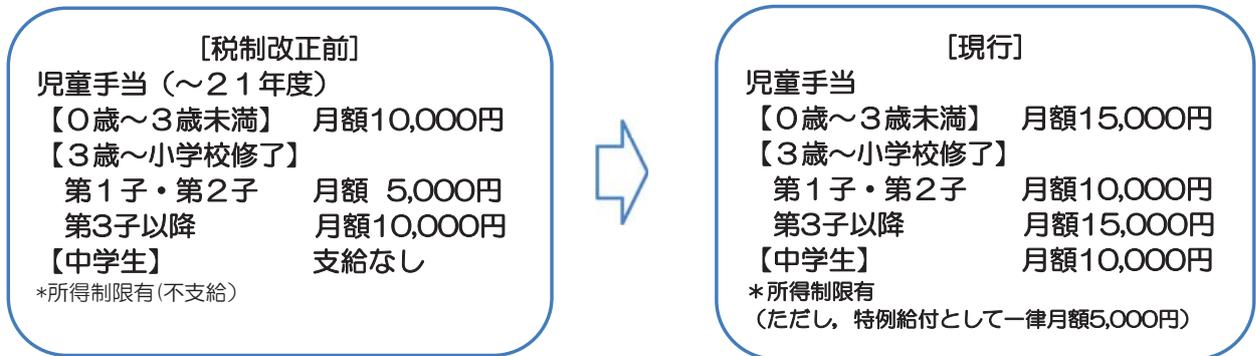
平成22年度の税制改正により年少扶養控除が廃止されたが、国の通知により、両制度については、引き続き年少扶養控除をみなし適用した階層区分判定を行うこととされた。

しかしながら、控除廃止から一定期間経過したことに伴い、国の方針が変更され、平成27年度から年少扶養控除のみなし適用をしない取扱いとすることが原則とされた。

2 国の動き

(1) 児童手当の拡充

「控除から手当へ」（平成22年度税制改正大綱/H21.12.22閣議決定）の観点から、税制上「年少扶養控除」を廃止し、児童手当を段階的に拡充



(2) 階層判定における国の方針変更

① 保育料（新制度へ移行する保育施設等）

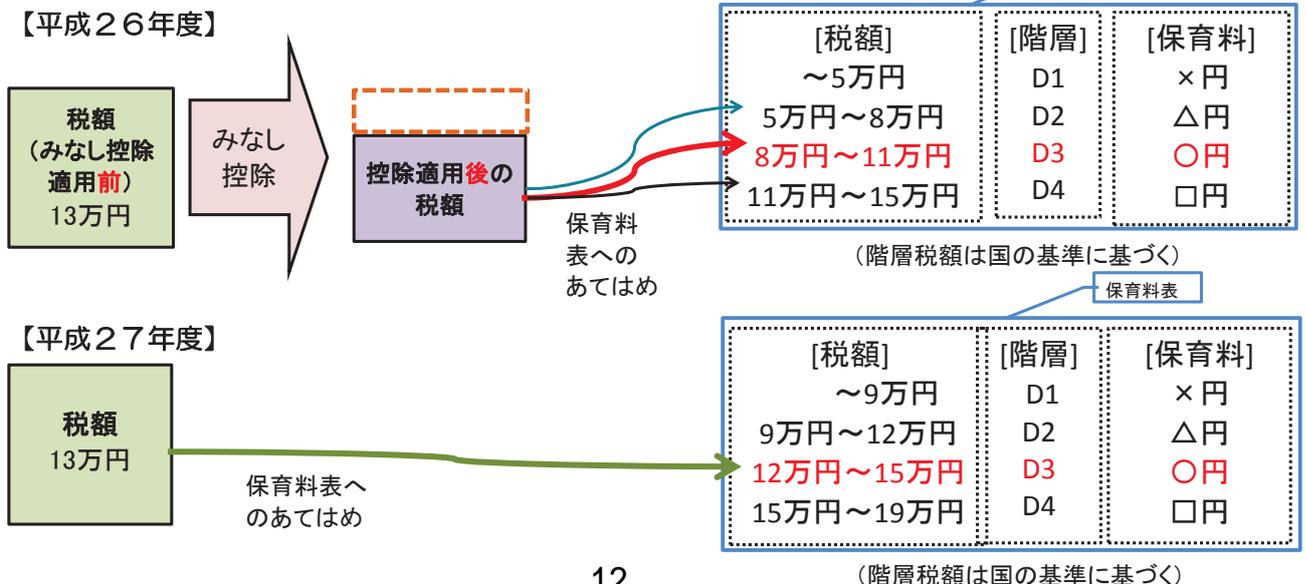
ア 国の方針

*在園児：平成26年度末在園児

- 新規児は、年少扶養控除のみなし適用をしない取扱いとすることが原則
- 在園児は、市町村判断により、みなし適用した税額による階層判定をすることも可能（ただし、卒園までの経過措置）
- 保育料表の税額は、国が子ども2人を基本としたモデル世帯を想定し、その世帯の階層が平成26年度と平成27年度で極力同じになるように設定

イ 保育料階層判定イメージ

数字はイメージサンプル及び計算は簡便な方法による



[参考]平成27年3月31日付通知

(内閣府 府政共生第347号, 文部科学省 26文科初第1462号, 厚生労働省 雇児発0331第19号)

『利用者負担[保育料]の階層区分の判定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則とする。
ただし、平成26年度から引き続き施設を利用する各認定子どもが属する世帯については、平成26年度に判定された階層区分から不利益な変更が生じることのないよう、市町村の判断により、年少扶養控除廃止による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。』
『利用者負担[保育料]の切り替え時期は、～(略)～9月とする。』

[]は補足

②就園奨励費補助金（新制度へ移行しない幼稚園）

- 年少扶養控除廃止後（現行税制上）の市町村民税で階層区分を判定する方式で国庫補助を行う。
- 当面の間は、経過措置を認める。

[参考]平成27年4月24日付通知（文部科学省 27文科初第234号）

『平成27年度においては、平成24年度の年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したことに鑑み、年少扶養控除廃止後（現行税制上）の市町村民税課税額で階層区分を判定する方式の補助対象経費に対して国庫補助を行うこととする。なお、当面の間、市区町村の判断により[年少扶養控除を適用した]方式とした場合も、国庫補助対象とする。』

[]は補足

3 今後の方針(案)

平成27年度の保育料（9月以降）及び平成27年度就園奨励費補助金（12月交付）の階層区分判定にあたっては、以下の理由から、国の方針どおり、年少扶養控除のみなし適用をしない税額で階層判定を行うこととする。

- 年少扶養控除廃止から一定期間経過したことに伴い、国が「年少扶養控除」をみなし適用しない取扱いを原則としたこと
- 取扱いの変更により、負担が軽減される世帯の方が多いこと

[参考] 階層区分が変更になる可能性がある人数（平成26年度ベースで試算）

	保育料 (新制度に移行する保育施設等)	就園奨励費 (新制度に移行しない私立幼稚園)
負担が減る可能性がある人数	約5,700人/35,000人(16.3%)	約410人/22,000人(1.9%)
負担が増える可能性がある人数	約1,200人/35,000人(3.4%)	約180人/22,000人(0.8%)

- 多子世帯については、国の多子減免（保育料）、補助拡充（就園奨励費補助金）の他、本市単独で第3子優遇制度を設けており、既に保護者負担が相当程度軽減されていること（第2子 1/2, 第3子以降 無料）
- 多子世帯に関しては、世帯の年収（給与）約420万円程度以下では、市民税所得割額が課税されない世帯が多く、保育料の負担が増とならないこと
- 保育料について、在園児と新規入園児との間で不公平感が生じないこと
- 政令市の多くが年少扶養控除のみなし適用を行わない方針であること

[参考] 政令市の状況（みなし年少扶養控除適用）

保育料 (新制度に移行する保育施設等)			就園奨励費補助金 (新制度に移行しない私立幼稚園)		
【みなし適用】	無 17市	有 3市	【みなし適用】	無 11市	有 7市
			検討中 2市		